

鳥取縣公報

昭和十八年二月二日
第千四百四號

火曜日

目次抄録

縣令

- 茶種検査規則制定……………一頁
- 茶種検査手数料規則制定……………九頁
- 諸類検査規則中改正……………二頁
- 諸類検査手数料規則中改正……………三頁
- 麻、三極、楮検査規則中改正……………三頁
- 麻、三極、楮検査手数料規則中改正……………四頁
- 鶏卵検査規則中改正……………四頁
- 鶏卵検査手数料規則中改正……………五頁
- 鶏卵荷造手免許規則中改正……………一頁
- 林産物検査規則中改正……………一頁
- 訓令……………一頁
- 茶種検査規則施行細則制定……………一頁
- 告示……………一頁
- 米麥検査所指定……………一頁
- 麻、三極、楮検査證印制定……………二頁
- 木製牛鼻蓋販賣價格指定……………三頁
- 其の他……………三頁

縣令

◇鳥取縣令第五號

茶種検査規則左ノ通定ム

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

茶種検査規則

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ受渡ト稱スルハ賣買、交換、貸借、辨濟、贈與、擔保又ハ寄託等ノ爲本縣内ニ於テ授受スルヲ謂ヒ移出ト稱スルハ本縣外ニ搬出スルヲ謂フ

第二條 本縣内ニ於テ生産セラレタル茶種ハ本則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 第七條ニ定ムル正味量ニ滿タザル端量ノモノ

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十八年二月二日
第千四百四號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00573

二 學術研究又ハ試験ノ用ニ供セラルルモノ
 三 博覽會、共進會又ハ品評會ニ出品セラルルモノ
 四 徵發又ハ強制執行ノ目的物トナリタルモノ及國有ニ屬スルモノ
 五 特別ノ事由ニ依リ検査ヲ免除セラレタルモノ
 前項第二號若ハ第三號ノ茶種ヲ移出シ又ハ同第五號ノ茶種ヲ受渡若ハ移出セントスル者ハ其ノ包裝ニ樣式第一號ニ依ル荷札ヲ附シ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ届出テ其ノ荷札ニ樣式第二號ニ依ル検査免除印ノ押捺ヲ受クベシ

第三條 本縣内ニ於テ生産セラレタル茶種ニシテ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザルモノニ付其ノ検査ヲ希望スル者アルトキハ本則ニ依リ之ガ検査ヲ行フコトアルベシ
 第四條 本縣外ヨリ移入セラレタル茶種ト雖モ本縣外ニ於テ生産セラレタルコトヲ確認シ難キモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第五條 特別ノ事由アル茶種ニ付テハ食糧検査所長(以下所長ト稱ス)ハ検査ノ免除ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ検査ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、數量、生産年度、用途及仕向先ヲ具シタル書面ヲ以テ所長ニ申請スベシ
 第六條 各種ノ検査等級ハ一等、二等、三等及等外トス

第九條 特別ノ事由ニ依リ前二條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ所長ノ許可ヲ受ケ特別ノ正味又ハ包裝ト爲スコトヲ得
 前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、數、一包裝ノ正味、包裝方法、用途及仕向先ヲ具シタル書面ヲ以テ所長ニ申請スベシ

風水害其ノ他ノ災害ニ因リ茶種ノ品位ヲ著シク損ジタル場合知事必要アリト認ムルトキハ前項ノ検査等級ノ三等ノ下ニ四等ヲ増設スルコトアルベシ此ノ場合ニ於テハ豫メ之ヲ告示ス
 前各號ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 検査ヲ受クル茶種ノ一包裝ノ正味量ハ十六貫ト爲スベシ
 第八條 検査ヲ受クル茶種ノ包裝ハ一トシ包裝ニ關スル細目ハ左ノ各號ニ依ルベシ但シ故ヲ使用スル場合ハ包裝面ニ押捺セラレタル表示ハ之ヲ抹消スルヲ要ス
 一 莖ハ能ク乾燥セル打葉ヲ用ヒ織目二十一長サ約五尺八寸幅約二尺九寸重量六百匁乃至七百匁トシ強靱ナル細繩ヲ以テ一端ヲ二十七針以上縫上グルコト

二 荷造ハ一吹口ヲ卷キ兩耳ヲ中央部ニ折込ミ細繩ヲ以テ括リ縦繩ハ三箇所ヲ各二通り緊括シ平結ト爲シ横繩ハ二筋ヲ以テ一箇所トシ其ノ掛方ハ兩端ヲ縦繩ニハ蛙股掛ニ、中央ノ縦繩ニハ戻掛ト爲シ終リヲ男結トシ検査封緘紙ヲ以テ卷封シ得ル箇所ヲ設クルコト

第十條 検査ヲ受クル茶種ニハ其ノ包裝ニ樣式第三號ニ依ル票箋ヲ結附クベシ
 第十一條 検査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ検査手續料ヲ納付スベシ
 第十二條 本則ニ依ル検査施行ノ爲必要ナル茶種ノ積替、運搬、計、解裝又ハ改裝ノ努力及費用ハ検査申請者ノ負擔トス
 第十三條 本則ノ適用ニ因リ生シタル損害ニ付テハ縣ハ賠償ノ責ニ任ゼス

第二章 検査

第十四條 検査ハ茶種ノ品質、粒形、乾燥、調製、正味量及包裝ニ付之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ検査等級ヲ決定ス

第十五條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利害ニ直接關係アル茶種ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ
 前項ノ検査吏員トハ食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補及食糧検査技手ヲ謂フ

第十六條 検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フ但シ所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係者ノ希望ヲ斟酌シ検査場所ヲ指定スル

第十七條 検査ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル検査申請書ヲ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ提出スベシ
 一 住所氏名
 二 生産年度
 三 數量
 四 所在地
 五 仕向先
 六 検査手續料
 七 受檢希望ノ月日

第十八條 検査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示ニ從フベシ
 前項ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ検査ヲ中止スルコトアルベシ

第十九條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ第七條、第八條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ適合セザルモノアリタルトキハ其ノ茶種ノ検査ハ之ヲ中止ス
 前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ十日以内ニ不備ノ點ヲ正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ茶種ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ效力ヲ失フモノトス

第二十條 検査等級決定シタルトキハ横繩ノ結止ニ樣式第四號ニ

00580

00580

コトアルベシ

第十七條 検査ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル検査申請書ヲ所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所ニ提出スベシ

- 一 住所氏名
- 二 生産年度
- 三 數量
- 四 所在地
- 五 仕向先
- 六 検査手續料
- 七 受檢希望ノ月日

第十八條 検査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示ニ從フベシ
 前項ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ検査ヲ中止スルコトアルベシ

第十九條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ第七條、第八條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ適合セザルモノアリタルトキハ其ノ茶種ノ検査ハ之ヲ中止ス
 前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ十日以内ニ不備ノ點ヲ正シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ茶種ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ效力ヲ失フモノトス

第二十條 検査等級決定シタルトキハ横繩ノ結止ニ樣式第四號ニ

00581

依ル検査封紙ヲ施シ其ノ封目ニ検査吏員ノ認印ヲ捺捺シ票箋ニ様式第五號ニ依ル検査等級證印、第六號ニ依ル検査濟證印及検査吏員ノ認印ヲ捺捺ス

第二十二條、第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ検査ヲ行ヒタル茶種ニハ其ノ票箋ノ裏面ニ様式第六號ニ依ル検査濟證印ヲ捺捺ス

第二十一條、茶種ノ票箋ニ捺捺シタル印章又ハ記號ヲ抹消スルトキハ様式第七號ニ依ル消印ヲ用フ

第二十二條、検査申請書ニシテ検査等級ノ決定ニ對シ異議アル者ハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起算シ十日以内ニ其ノ異議ノ事由、検査等級別數量、所在地、前検査年月日及受檢希望日時ヲ載シタル書面ヲ以テ所長ニ検査ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第三章 取 締

第二十三條、検査濟ノ茶種ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ受渡又ハ移出スルコトヲ得ズ

一 包装ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ

二 検査濟證印又ハ検査等級證印ノ不明瞭トナリタルモノ

三 検査封紙若ハ票箋ヲ毀損シ又ハ亡失シタルモノ

四 正味量ノ減少シタルモノ

五 變質若ハ變質シ又ハ著シク蟲害若ハ鼠害ヲモケタルモノ

第二十四條、検査吏員必要アリト認ムルトキハ検査濟ノ茶種ニ付検査ヲ行フコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル検査ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十五條、検査ヲ受クル茶種又ハ検査濟ノ茶種ノ包装ニ商標、荷印其ノ他ノ表示ヲ爲サントスル者ハ其ノ事由、表示方法及實形圖ヲ記載シタル書面ヲ以テ所長ニ届用テ許可ヲ受クベシ其ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

所長必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第二十六條、検査濟ノ茶種ヲ解裝シタルトキハ直ニ其ノ検査封紙紙及票箋ハ破棄スベシ

第二十七條、検査濟ノ茶種ヲ降雨雪中ニ運搬シ又ハ濕氣多キ場所ニ置タトキハ防濕ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ

第二十八條、運送業者又ハ運送取扱業者ハ第二條ノ規定ニ違反シ受渡又ハ移出セントスル茶種ヲ運送シ又ハ運送取扱ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條、検査吏員又ハ警察官吏ハ本則ニ違反ノ事實アリト認ムルトキハ茶種ノ運搬停止若ハ保管又ハ關係資料ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

00582

前項ノ規定ニ依ル命令ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四章 罰 則

第三十條、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第二條、第二十三條、第二十四條第二項、第二十五條第一項、第二十六條乃至第二十八條又ハ第二十九條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 検査ヲ免ルル爲又ハ検査ヲ受クルニ當リ不正ノ行爲ヲ爲シタル者

三 濫ニ検査濟ノ茶種ノ検査等級證印ヲ隠蔽シ又ハ抹消シタル者

四 濫ニ検査濟ノ茶種ノ検査封紙又ハ票箋ヲ隠蔽シ若ハ毀損シ又ハ不正ニ使用シタル者

五 検査濟ノ茶種ニ濕氣ヲ施シ又ハ生産年度、品種若ハ品位ノ異ル茶種其ノ他ノ物料ヲ混入シ又ハ減量シタル者

前項ノ罰則ハ違反行爲ノ未遂者ニ之ヲ適用ス

第三十一條、本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ガ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二條、本則ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス様式第六號ノ検査濟證印ハ當分ノ内本令ノ様式ニ依ラズ所長ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得

昭和十六年十一月鳥取縣令第六十六號穀物検査規則ハ之ヲ廢止ス從前ノ穀物検査規則ニ依リ検査ヲ受ケタル茶種ハ本令ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス

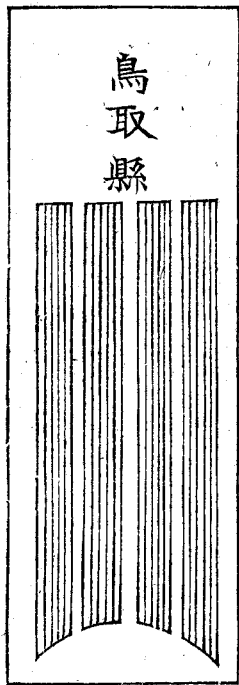
様式 第一號 荷 札

昭 和	受 取 人	届 出 人
正 味	年 產 茶 種	縣 市 郡 村 町
昭 和	量 產 菜 種	市 郡 村 町
年	年	村
月	月	日
日	日	

00584

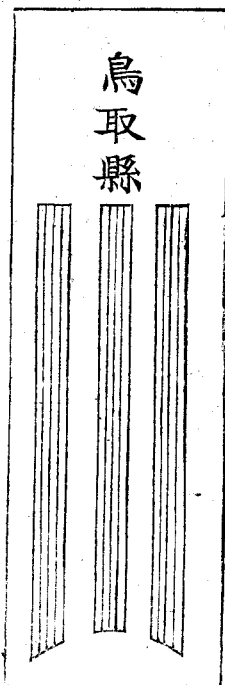
00583

四等



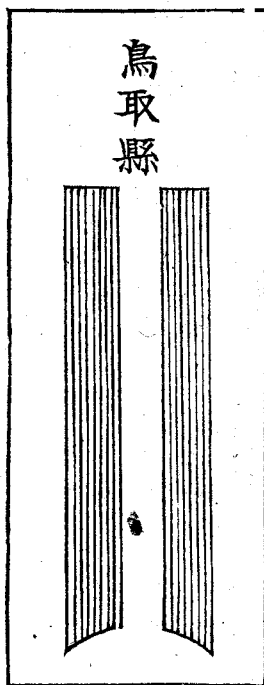
幅一分ノ縦線四本

三等



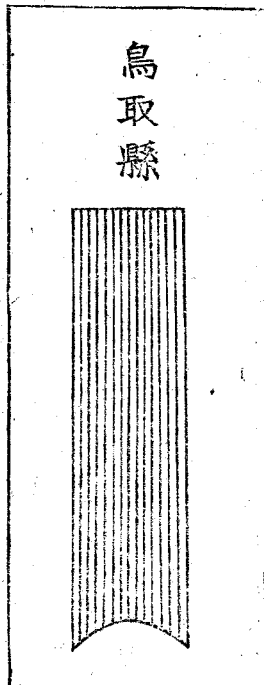
幅一分三厘ノ縦線三本

二等



幅二分五厘ノ縦線二本

一等



幅五分ノ縦線一本

備考

用紙ハ強靱ナルモノヲ用フルコト
第二號 検査免除印 徑一寸 肉色紫

第三號 票 總長三寸五分 幅一寸五分

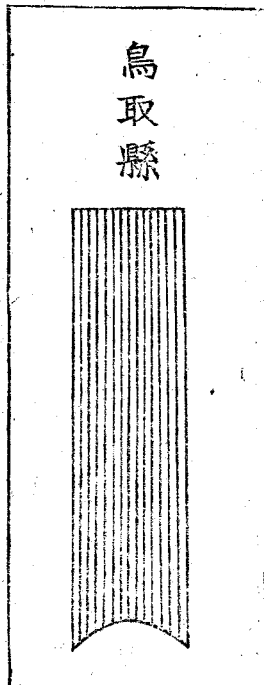
免

昭和	受檢者	縣	郡
	年産榮種	市	町
		村	
皆掛重量	正味量	貫	貫
		匁	

備考

用紙ハ強靱ナルモノヲ用フルコト
第四號 検査封緘紙 長五寸 幅一寸 刷色赤長三寸

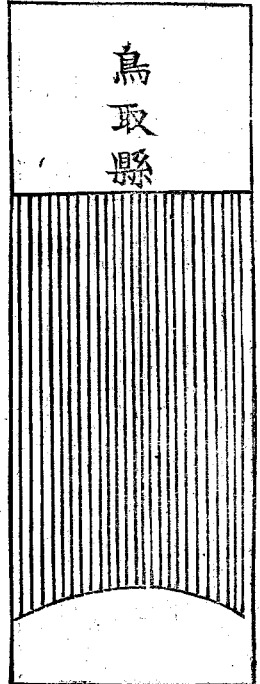
一等



幅五分ノ縦線一本

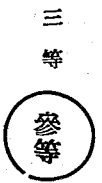
00585

等外



全部刷

第五號 検査等級證印 徑八分 肉色 紫



00586

第六號 検査済證印

徑七分二厘六毛 中央ノ平行線ノ間隔一ノ六厘五毛
肉幅三厘三毛 肉色 赤



第七號 消印 徑三分 肉色 紫



鳥取縣令第六號

菜種検査手数料規則左ノ通定ム

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

菜種検査手数料規則

第一條 菜種検査規則(以下規則ト稱ス)第十一條ノ検査手数料ハ菜種一包裝ニ付金五錢トス

第二條 規則第十九條第二項ニ該當スルモノノ既納手数料ハ之ヲ還付セズ

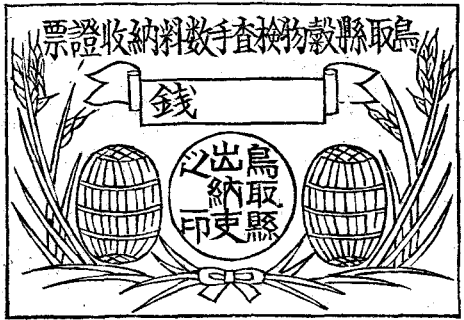
第三條 規則第二十二條ニ依ル検査ノ検査手数料ハ検査等級ノ決定ガ前検査ト異リタルトキハ之ガ納付ヲ免除ス

第四條 規則第二十三條第二號若ハ第三號ニ該當スルモノノ検査及規則第二十四條ノ検査ニ付テハ検査手数料ヲ徴收セズ

第五條 検査手数料ハ規則第十七條ノ検査申請書ニ鳥取縣農産物検査手数料納收證票(以下證票ト稱ス)ヲ貼付シテ之ヲ納付ス

第六條 證票ハ左ノ通トシ縣出納吏ノ印章ヲ押捺シテ之ヲ發行ス
證票 縦七分 横一寸

縣出納吏ノ印章ハ肉色朱



種類 刷色
拾圓券 藍色
五圓券 綠色

壹圓券 紫色
參拾錢券 青色
八錢券 黃色
五錢券 藍色
參錢券 褐色
貳錢券 褐色

第七條 證票ハ縣ニ於テ指定スル證票賣捌人ヲシテ賣捌セシム
證票賣捌人ニ對シテハ買下金額ノ百分ノ四ヲ取扱費トシテ交付
ス

第八條 證票賣捌人證票ノ交付ヲ受ケントスルトキハ其ノ代金ヲ
前納スベシ

第九條 損傷又ハ汚染シタル證票ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
前項ノ證票ハ引換ヲ請求スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年十一月鳥取縣令第六十七號穀物検査手数料規則ハ之ヲ
廢止ス但シ同規則ニ依リ發行セル證票ハ本令ニ依ル證票ト同一ノ
效力ヲ有ス

本令施行前ニ於テ指定ヲ受ケタル證票賣捌人ハ本令ニ依リ指定シ
タルモ 有做ス

鳥取縣令第七號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十五號諸類検査規則中左ノ通改正ス
昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十一條第一項中「農産物検査所長」ヲ「食糧検査所長（以下所
長ト稱ス）」ニ改メ同條第二項中「農産物検査所長」ヲ「所長」
ニ改ム

第十四條中「様式第三號」ヲ「様式第二號」ニ、「農産物検査所
出張所」ヲ「食糧検査所支所又ハ其ノ出張所」ニ改ム

第十五條中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ、「様式第六號」ヲ
「様式第五號」ニ改ム

第十六條中「農産物検査所出張所」ヲ「食糧検査所支所又ハ其ノ
出張所」ニ改ム

第二十條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利
害ニ直接關係アル諸類ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

前項ノ検査吏員トハ食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補又ハ
食糧検査技手ヲ謂フ

検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様
式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第二十一條中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ改ム
第二十二條、第二十三條及第二十四條中「農産物検査吏員」ヲ
「検査吏員」ニ改ム

第二十五條 検査等級決定シタルトキハ票箋ニ様式第三號ニ依ル
検査等級證印、様式第四號ニ依ル検査済證印及検査吏員ノ認印
ヲ押捺ス

種子用ニ供スルモノニハ前項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スノ外其ノ
票箋ニ様式第六號ノ種子證印ヲ押捺ス

第二十六條中「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ、「再検査」
ヲ「検査」ニ、「様式第四號」ヲ「様式第三號」ニ、「様式第
五號ノ検査證印」ヲ「様式第四號ノ検査済證印」ニ改ム

第二十七條中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ、「再検査」ヲ
「検査」ニ、「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ改ム

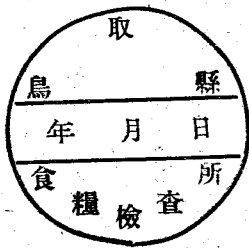
第二十八條 諸類ノ票箋ニ押捺シタル印章ヲ抹消スルトキハ様式
第七號ニ依ル消印ヲ用フ

第二十九條中「検査證印」ヲ「検査済證印」ニ改ム
第三十條中「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ、「再検査」ヲ
「検査」ニ改ム

第三十一條中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ改ム
第三十五條中「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ改ム

00589

第三十六條中「検査證印」ヲ「検査済證印」ニ改ム
様式第二號ヲ削ル
「様式第三號」ヲ「様式第二號」ニ改メ同様式中「農産物検査所
出張所御中」ヲ「食糧検査所長殿」ニ改ム
「様式第四號」ヲ「様式第三號」ニ改ム
様式第五號ヲ左ノ通改ム
様式第四號 検査済證印 徑七分二厘六毛 中央ノ平行線ノ間隔
一分六厘五毛 肉幅三厘三毛
肉色 赤



「様式第六號」ヲ「様式第七號」ニ、「様式第七號」ヲ「様式第六號」ニ、「様式第八號」ヲ「様式第七號」ニ改ム
附 則
本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス様式第四號ノ検査済證印ハ當分ノ内本令ノ様式ニ依ラズ所長ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得

鳥取縣令第八號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十六號諸類検査手数料規則中左ノ通改正ス
昭和十八年二月二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣令第九號

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス
附 則
昭和十六年十月鳥取縣令第五十七號麻、三稜、精検査規則中左ノ

00590

通改正
昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第八條第一項中「農産物検査所長」ヲ「食糧検査所長(以下所長ト稱ス)」ニ改メ同條第二項中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ改ム
第十一條中「様式第三號」ヲ「様式第二號」ニ改メ同條及第十二條中「農産物検査所出張所」ヲ「食糧検査所支所又ハ其ノ出張所」ニ改ム
第十三條中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ、「様式第七號」ヲ「様式第六號」ニ改ム

第十七條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利害ニ直接關係アル麻、三稜又ハ楮ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ前項ノ検査吏員トハ食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補又ハ食糧検査技手ヲ謂フ
検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ
第十八條中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ改ム
第十九條、第二十條、第二十一條中「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ改ム

第二十二條 検査等級決定シタルトキハ中央緊縛部ニ様式第四號ニ依ル検査封緘紙ヲ施シ其ノ封目ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺シ票箋ニ様式第三號ニ依ル検査等級證印、様式第五號ニ依ル検査済證印及検査吏員ノ認印ヲ捺捺ス
第二十三條中「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ、「再検査」ヲ「検査」ニ、「様式第四號」ヲ「様式第三號」ニ、「様式第六號ノ検査證印」ヲ「様式第五號検査済證印」ニ改ム
第二十四條第一項中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ、「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ、「再検査」ヲ「検査」ニ改ム
第二十五條 麻、三稜又ハ楮ノ票箋ニ押捺シタル印章ヲ抹消スルトキハ様式第七號ニ依ル消印ヲ用フ
第二十六條中「検査證印」ヲ「検査済證印」ニ改ム
第二十七條中「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ、「再検査」ヲ「検査」ニ改ム
第二十八條中「農産物検査所長」ヲ「所長」ニ改ム
第三十二條中「農産物検査吏員」ヲ「検査吏員」ニ改ム
第三十三條中「検査證印」ヲ「検査済證印」ニ改ム
様式第二號ヲ削ル
「様式第三號」ヲ「様式第二號」ニ改メ同様式中「農産物検査所出張所御中」ヲ「食糧検査所長殿」ニ改ム

「様式第四號」ヲ「様式第三號」ニ、「様式第五號」ヲ「様式第四號」ニ改ム
 様式第六號ヲ左ノ通改ム
 様式第五號 検査済證印 徑七分二厘六毛 中央ノ平行線ノ間隔 一分六厘五毛 肉幅三厘三毛 肉色赤



「様式第七號」ヲ「様式第六號」ニ、「様式第八號」ヲ「様式第七號」ニ改ム

附 則
 本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス
 様式第五號ノ検査済證印ハ當分ノ内本令ノ様式ニ依ラズ所長ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得

◆鳥取縣令第十號

昭和十六年十月鳥取縣令第五十八號麻、三稜、楮検査手数料規則中左ノ通改正ス
 昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條及第四條中「再検査」ヲ「検査」ニ改ム

第五條中「鳥取縣穀物検査手数料納收證票」ヲ「鳥取縣農産物検査手数料納收證票」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣令第十一號

昭和十四年九月鳥取縣令第二十三號鶏卵検査規則中左ノ通改正ス
 昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條 検査ハ検査吏員之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自出シ利害ニ直接關係アル鶏卵ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ
 前項ノ検査吏員トハ食糧検査所食糧検査官、食糧検査官補又ハ食糧検査技手ヲ謂フ
 検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ米麥検査令施行規則ニ定ムル様式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第四條中「農産物検査所長（以下單ニ検査所長ト稱ス）」ヲ「食糧検査所長（以下所長ト稱ス）」ニ改メ尚條但書中「検査所長」ヲ「所長」ニ改ム

第六條中「検査所長」ヲ「所長」ニ改ム

第九條中「最寄検査所出張所又ハ同派出所」ヲ「所轄食糧検査所支所又ハ其ノ出張所」ニ改ム

第十一條中「検査所長」ヲ「所長」ニ改ム

第十四條中「検査所長」ヲ「所長」ニ、「再検査」ヲ「検査」ニ改ム

第十五條及第十六條中「検査所長」ヲ「所長」ニ改ム

第十七條中「再検査」ヲ「検査」ニ改ム

様式第三號中「農産物検査所何出張所御中」ヲ「食糧検査所長殿」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス
 ◆鳥取縣令第十二號
 昭和十四年九月鳥取縣令第二十四號鶏卵検査手数料規則中左ノ通改正ス
 昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條中「再検査」ヲ「検査」ニ改ム

第四條 検査手数料ハ規則第九條ノ鶏卵検査申請書ニ鳥取縣農産物検査手数料納收證票ヲ貼付シテ之ヲ納付スベシ

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣令第十三號

昭和十四年九月鳥取縣令第二十五號鶏卵荷造手免許規則中左ノ通改正ス
 昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第三條及第九條中「農産物検査所長」ヲ「食糧検査所長」ニ改ム
 本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

附 則

00593

鳥取縣令第十四號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十七號鳥取縣林產物検査所規則中左ノ通改正シ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

- 第三條中「主事」ヲ「地方事務官」ニ、「技師」ヲ「地方技師」ニ
- 「主事補」ヲ「屬」ニ、「技手補」ヲ「産業技手補」ニ改ム
- 第三條ノ二所長ハ地方技師中ヨリ知事之ヲ命ズ
- 第六條中「技師」ヲ「地方技師」ニ、「技手補」ヲ「産業技手補」ニ改ム
- 第七條中「主事、主事補」ヲ「地方事務官、屬」ニ改ム

訓 令

鳥取縣訓令第一號

茶種検査規則施行細則ノ通定ム

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

茶種検査規則施行細則

- 第一條 茶種検査規則(以下規則ト稱ス)ニ定ムル検査ハ本則ニ依リ之ヲ行フベシ
- 第二條 規則第十五條ノ検査吏員(以下検査吏員ト稱ス)規則第一條第二項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ調査シ検査免除印ヲ捺捺シタルトキハ數量、届出人及受取人ヲ承認簿ニ記載スベシ
- 第三條 検査ハ日割ヲ定メ検査申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フベシ但シ検査吏員必要アリト認メタルトキハ適宜變更スルコトヲ得
- 第四條 検査ハ日出前若ハ日没後又ハ光線ノ不充分ナル場所ニ於テ行フコトヲ得ズ
- 第五條 検査ハ検査申請書ノ記載事項ト現品トヲ照合シ左ノ順序ニ依リ之ヲ行フベシ
 - 一 票箋記載事項
 - 二 包 裝
 - 三 皆掛重量
 - 四 正 味 量
 - 五 品 位
- 第六條 包裝ノ検査ハ規則第八條ノ各事項並ニ緊括ノ湿度ニ付之ヲ行フベシ

00594

第七條 掛重量ノ検査ハ受檢一口毎ニ其ノ箇數ノ三分ノ一ニ付

其ノ正否ヲ檢シ票箋記載重量ト概不合致スルトキハ他ノモノニ付之ヲ省略スルコトヲ得但シ票箋記載重量ト相違スルトキハ検査申請者ヲシテ更ニ計量セシムベシ

第八條 正味量ノ検査ハ受檢一口ノ最低正味量ト認ムルモノヨリ

受檢箇數ニ應ジ適宜一箇以上ヲ抽出シテ解裝シ之ヲ檢スベシ検査ノ結果正味量ノ定量ニ滿タザルトキハ検査シタルモノニハ其ノ不足量ヲ其ノ他ノモノニハ最多不足量ヲ補填セシムベシ

第九條 品位ノ検査ハ穀刺ヲ用ヒ各包裝ヨリ茶種ヲ抽出シ品質、

粒形、乾燥及調製ノ程度ヲ検査等級ノ標準ニ準ジ鑑別スベシ但シ必要ト認メタルトキハ解裝セシメ検査ヲ爲スコトヲ得

第十條 検査吏員規則第十五條第一項但書ニ該當スル茶種ノ検査

申請書ヲ受理シタルトキハ他ノ検査吏員ニ其ノ検査ヲ求ムベシ他ノ検査吏員前項ノ検査ヲ行ヒタルトキハ検査申請書ニ成績ヲ記入シ所管検査吏員ニ送附スベシ

第十一條 規則第二十二條ノ規定ニ依ル検査ノ申請書ヲ受理シタルトキハ

食糧検査所長(以下所長ト稱ス)ノ指揮ヲ受クベシ

第十二條 規則第二十三條第二號又ハ第三號ニ該當スル茶種ニシテ内容異状ナキコトヲ確認シタル場合ハ規則第二十條ニ依リ處理スベシ

第十三條 検査吏員規則違反ノ事實ヲ發見シタルトキハ直ニ規則

第二十九條ノ處理ヲ爲シ證據ヲ蒐集シ意見ヲ具シ所長ノ指揮ヲ受クベシ

第十四條 検査ヲ終了シタルトキハ當該帳簿ニ登錄シ検査申請書

ヲ整理シ毎月五日迄ニ其ノ前月分ヲ一纏メト爲シ検査報告ト共ニ所長ニ提出スベシ

第十五條 所長ニ提出スベキ書類及報告ハ食糧検査所支所長ヲ經

由スベシ

附 則

本令ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十六年十一月鳥取縣訓令中第二十七號穀物検査規則施行細則ハ之ヲ廢止ス

告 示

鳥取縣告示第五十七號

米麥検査令ノ施行ニ關シ命令ノ定ムル所ニ依リ食糧検査所長ニ於テ左ノ通定メ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 米麥検査令施行規則第九條ノ規定ニ依リ指定検査場所ヲ左ノ
通指定ス

指定検査場所	所在地	建物ノ種類	坪數	所有者
氣高郡明治村大字松上一三七番地ノ五		瓦葺土蔵仕立	二、五	保證責任明治信用購買販賣利用組合
同 大正村大字服部二一九番地		同	六、〇	中山源藏
同 入頭郡社村大字川中一四九		同	五、〇	前田龜五郎
同 社村大字家奥二一四		同	五、〇	奥本政市
同 社村大字屋住九九		同	六、〇	池内貴久
同 若櫻町大字若松六四番地		同	七、〇	中島秀藏
同 若櫻町大字若櫻、二三番地		同	四、〇	木下長吉
同 西伯郡光徳村大字豊成覽二番地		同	六、〇	林原享
同 光徳村大字東坪、一九番地		同	六、〇	木下昇
同 光徳村大字四坪一〇六番地		同	五、〇	河本利治
同 大山村大字赤松一、一六七		同	二、〇	地頭喜好
同 同 大字河岡七〇九番地		同	六、五	岡嶋勉

00595

同 縣村大字福万三七四ノ二	瓦葺土蔵仕立	二四、〇	保證責任縣信用購買販賣利用組合
同 米子市車尾一、一〇九番地	同	二二、〇	松之倉茂利
同 兩三柳四、三一三番地	同	六、〇	高木爲信
同 日野郡日光村大字吉原一六番地	同	九、〇	砂口稔
同 日光村大字四成四〇番地	同	一六、〇	妹尾豊次郎
同 米澤村大字貝田五二三番地	同	二〇、〇	遠藤 謙
同 米澤村大字貝田四八三番地	同	八、〇	岡田竹男
同 日光村大字末鎌五七五番地	同	一〇、〇	内藤 甚平
同 日光村大字富江七一〇番地	同	六、〇	米田昇治
同 大宮村大字菅澤二〇九番地	瓦葺土蔵仕立	五、〇	小澤文一郎
同 阿尾郡阿尾村大字阿尾縁三、四七番地	同	六、〇	足立善市
同 山上村大字茶屋三、五五番地	同	一八、〇	山上生産株式會社

(一) 重複俵

二 米麥検査令施行規則第十二條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ受クル米麥ノ包裝ノ種類及之ニ關スル細目ハ左ノ各號ニ依リ同規則第十二條第一項ノ規定ニ依リ包裝ヲ使用スベシ但シ故ヲ使用スル場合ハ包裝面ニ押捺セラレタル表示ハ之ヲ抹消スルヲ要ス

00596

内 俵

- (イ) 菰ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ小繩ヲ以テ四箇所ヲ編ミ其ノ各封間六寸兩端五寸五分房數約五十五トシ長サ約三尺八寸重量六百匁乃至七百匁ト爲スコト
 - (ロ) 棧俵ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ直徑約一尺重量約百匁ト爲スコト
 - (ハ) 繩ハ打柔ゲタル藁ヲ綯ヒ藤繩及横繩ハ周約一寸一分ト爲スコト
 - (ニ) 小口藤ハ小口ノ菰端ヲ内方ニ折曲ゲタル上ニ棧俵ヲ當テ藤繩ヲ以テ目通ヲ入箇所トシ順次千鳥掛ト爲シ中央部ニ於テ結止ムルコト
 - (ホ) 横繩ハ三箇所ヲ各二廻リ緊括スルコト
- 2 外 俵
- (イ) 菰ハ能ク乾燥セル選藁ヲ用ヒ小繩ヲ以テ四箇所ヲ編ミ其ノ各封間七寸兩端五寸五分房數八十以上トシ長サ約四尺三寸重量三百匁乃至四百匁ト爲スコト
 - (ロ) 繩ハ打柔ゲタル藁ヲ綯ヒ藤繩、横繩及縱繩ハ周約一寸一分ト爲スコト

内 俵

- (イ) 小口藤ハ小口ノ菰端ヲ内方ニ折曲ゲ藤繩ヲ以テ目通ヲ九箇所トシ順次右廻リニ一ツ飛ビニ引掛ケ三廻目ヨリ悉ク引掛ケ結止ムルコト
- (ロ) 横繩ハ五箇所ヲ各二廻リ緊括シテ平結ト爲スコト
- (ハ) 縦繩ハ一筋ニテ四方掛トシ其ノ掛方ハ兩端ノ横繩ニハ蛙股掛ニ、其ノ他ノ各横繩ニハ辰掛ニ、縦繩ノ交叉點ハ十文字掛ト爲シ小口ニ於テ男結トシ検査證紙ヲ施シ得ル箇所ヲ設クルコト但シ地主ノ保有米ニ供スルモノニ限り縦繩ヲ省略スルコトヲ得
- (ニ) 複式俵
- (イ) 菰ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ一箇所ニ小繩三本ヲ用ヒテ四箇所ヲ編ミ其ノ封間中央七寸左右各六寸五分兩端五寸五分編手七十以上トシ棧俵縮繩ヲ四箇所ニ編込ミ長サ約四尺重量約九百匁ト爲スコト
- (ロ) 棧俵ハ能ク乾燥セル越年ノ藁ヲ用ヒ直徑約一尺一寸重量約百匁ト爲スコト
- (ハ) 繩ハ打柔ゲタル藁ヲ綯ヒ藤繩、横繩、縦繩及棧俵縮繩ハ周約一寸一分ト爲スコト

00597

- (一) 小口際ハ小口ノ菰端ヲ内方ニ折曲ゲタル上ニ棧俵ヲ當テ編込ミタル棧俵縮繩ニテ十文字ニ括リ懸繩ヲ以テ五房宛ヲ掬ヒ目通ヲ九箇所トシ順次右ニ二廻リ引掛ケタル後千鳥掛トシ中央部ニ於テ引締メ結止ムルコト
- (二) 横繩及縱繩ノ掛方ハ二重俵ノ外俵ノ規定ニ依ルコト
- (三) 一重俵
- (四) 蕪ハ能ク乾燥セル打粟ヲ用ヒ織目二十一長サ約五尺八寸幅約二尺九寸重量六百匁乃至七百匁トシ強靱ナル細繩ヲ

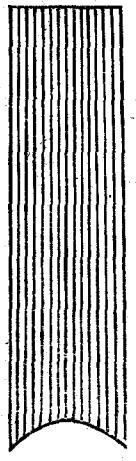
- (イ) 以テ一端ヲ二十七針以上縫上グルコト
- (ロ) 荷造ハ叭口ヲ卷キ兩耳ヲ中央部ニ折込ミ細繩ヲ以テ括リ懸繩ハ三箇所ヲ各二廻緊括シ平結ト爲シ横繩ハ二筋ヲ以テ一箇所トシ其ノ掛方ハ兩端ノ縱繩ニハ蛙股掛ニ、中央ノ縱繩ニハ辰掛ト爲シ終リヲ男結トシ検査證紙ヲ施シ得ル箇所ヲ設クルコト
- 三 米麥検査令施行規則第三十五條ノ規定ニ依リ同則第十九條ノ措置ハ昭和十八年十月三十一日迄左ニ依ルコトヲ得
- 検査等級決定シタルトキハ包裝縱繩ノ結止、口際繩ノ結止又ハ之ニ準ズル箇所ニ樣式第一號ニ依ル検査封緘紙ヲ施シ其ノ封目ニ検査吏員ノ認印ヲ押捺シ票箋ニ樣式第二號ニ依ル検査等級證印、樣式第三號ニ依ル検査證印及検査吏員ノ認印ヲ押捺ス

樣式 第一號 検査封緘紙 長五寸

幅一寸 刷色赤 長三寸

一等級合格

鳥取縣



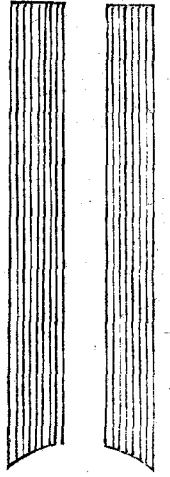
幅五分ノ縱線一本

00598

00597

二等

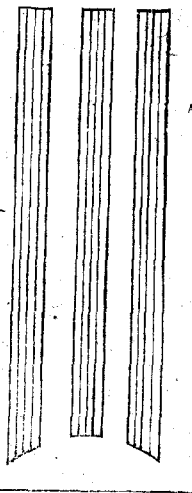
鳥取縣



幅二分五厘ノ縱線二本

三等

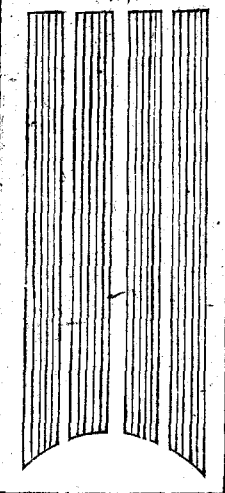
鳥取縣



幅一分三厘ノ縱線三本

四等

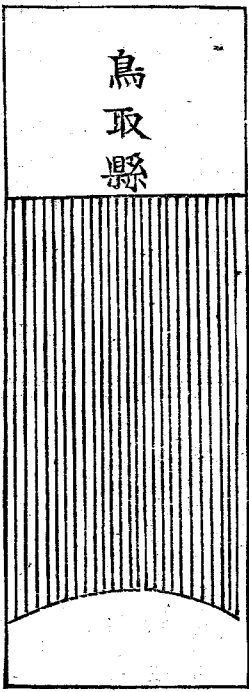
鳥取縣



幅一分ノ縱線四本

00599

等外及格外



全部刷

第二號 検査等級證印 徑八分 肉色紫

一等 壹等

二等 貳等

三等 參等

四等 肆等

等外 等外

合格 合格

格外 格外

第三號 検査證印 徑一寸 肉色紫



00600

四米 検査令施行規則第三十六條ノ規定ニ依リ同則第十四條ノ
請求書、第十五條ノ票箋及第二十二條ノ消印ハ昭和十八年十月
三十一日迄左ノ様式ニ依ルモノヲ使用スルコトヲ得
様式

請求書

検査申請書

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取縣食糧検査所長殿

左記ノ通検査相受度検査手数料納收證票貼付此段申請候也

欄付貼票證收納査檢	仕向先	生産年度	昭和	種類並ニ	数量	俵
	検査手數料	年産品目別				
	圓	受檢場所	希望月日	月	日	

票箋 長三寸五分 幅一寸五分

◎ 昭和 年産菜種
受檢者 縣 市 町 村
正味量 貫
皆掛重量 貫
匁

消印 徑三分 肉色紫



五 昭和十七年十二月農林省告示第八百十六號四ノ(三)ノ規定ニ依
リ同告示四ノ(二)ノ規定ニ依ル様式第一號ノ釀造證印及第二號ノ
大粒證印ハ昭和十八年十月三十一日迄左ノ様式ニ依ルモノヲ使
用スルコトヲ得

00601

醸造證印 縱三寸 横二寸 肉色赤



大粒證印 縱六分 横四分 肉色紫



六 昭和十七年十二月農林省告示第八百十六號四ノ(二)ノ規定ニ依リ指定シタル支米大粒品種
強力反

鳥取縣告示第五十八號

茶種検査規則、諸類検査規則及麻、三極、楮検査規則様式中検査證印ニ關シ食糧検査所長ニ於テ左ノ通定メ昭和十七年十二月二十五日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

茶種検査規則、諸類検査規則及麻、三極、楮検査規則様式中検査證印ハ昭和十七年十二月二十五日ヨリ昭和十八年十月三十一日迄左ノ様式ニ依ル検査證印ヲ使用スルコトヲ得

検査證印 徑一寸 肉色紫



00602

鳥取縣告示第五十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣產ノ木製牛鼻蔓最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 蔓木ニ「イヌガヤ」ヲ使用セルモノ (單位一個)

牛鼻蔓最高販賣價格

品名 規 格 製造業者 最高販賣價格 販賣業者 最高販賣價格

牛鼻蔓大 蔓廻リ一寸二分以上、桁木厚六分
分以上、巾一寸以上、長三寸七分
以上ニシテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ
二〇錢 二六錢

同 中 蔓廻リ一寸以上、桁木厚六分以
上、巾九分以上、長三寸五分以
上ニテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ
一九 二五

同 小 蔓廻リ八分以上、桁木厚六分以
上、巾九分以上、長三分以上ニ
シテ中央ニ技巧ヲ施セルモノ
一八 二四

二 蔓木ニ「杉、檜、ネツコ松」ヲ使用セルモノ (單位一個)

品名 規 格 製造業者 最高販賣價格 販賣業者 最高販賣價格

(イ) 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
製造業者方直接消費者ニ持込販賣スル場合ハ本表製造業者
最高價格ニ四錢以内ノ額ヲ加算シタル價格トス
(ハ) 種牝牛ニ使用スルモノニシテ特別ノ規格注文ニ依リテ製造
シタルモノハ本表中「大」ノ價格ニ二十錢以内ノ額ヲ加算
スルコトヲ得
(ニ) 本表規格以外ノ規格ノモノニツテハ本表中ノ價格ノ二割
下ゲトス

鳥取縣告示第六十號

左記箇所ニ對スル保安林解除ノ申請ヲ受理シタリ

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

00603

字	地番	保安林種	保安林積	要解除積	所有者
		保安林			

東岡山	五二二	町	三五一九	町	三五一九
同	五二二	同	一六〇一	同	一六〇一
同	五二三	同	一〇一四	同	一〇一四
同	五二四	同	〇七二〇	同	〇七二〇
風致林		別格官幣社 名和神社			

同縣 同郡名和村大字名和

東長原	五五七	同	一八〇五	一八〇五	同
-----	-----	---	------	------	---

鳥取縣告示第六十一號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之

診療所所在地 氏名 指定年月日

日野郡石見村大字上石見九〇六ノ一 片山 博 昭和十八年一月二十七日

米子市茶町二二 池畑 博之 同

鳥取縣告示第六十二號

家畜商免許試験左ノ通施行ス試験ヲ受ケントスル者ハ二月二十四日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ

昭和十八年二月二日

鳥取縣知事 土肥米之

一 試験種目

牛商、馬商、豚商、緬羊商、山羊商

二 試験期日

學科 昭和十八年二月二十六日午前十時

三 試験場

學科 鳥取市東町 仁 風 閣

四 受考者ハ筆答ニ用フル筆、墨、萬年筆等ヲ携帯スベシ

口答試問 鳥取市東町 仁 風 閣

00604

彙報

午前九時 國民奉祝の時間

紀元節國民奉祝實施要綱

輝く皇紀二千六百三年の紀元節に當り、謹みて寶祚の彌榮を壽ぎ奉ると共に宏遠なる肇國の大精神を体して皇謨翼贊の臣道に徹し、愈々必勝の信念を堅持し一億國民學つて「戰場精神」を振起し、頑敵を撃破し以て大東亞戰爭を完遂して八紘爲宇の大理想を顯現せんことを期するため、全國一齊の國民運動として來る十一日の紀元節當日午前九時を期し「國民奉祝の時間」が設定されたので、本縣に於ても次の要綱に依つて之を實施することとなつた

▽實施方法

- 一、ラヂオは同時刻に「國民奉祝の時間」の放送を行ふこと
- 二、各家庭に於ては「國民奉祝の時間」にそれ／＼宮城遙拜を行ふこと
- 三、市町村にあつては市區町村民のため神社・學校・公會堂等適當な場所に於て奉祝行事を行ひ且つ必勝祈願を行ふこと

四、官公署・學校・會社・工場・船舶各種團體に於ては式典を行ひ且つ必勝祈願を行ふこと

五、神社に於て執行せられる紀元節祭には市區町村民は多數參列することとし必勝祈願を行ふこと

六、式典其の他の奉祝の行事は神社の祭典と密接な連絡の下に行ふこと

尙ほラヂオは禁止せられない限り午前九時を期して「國民奉祝の時間」の放送が中央に於て行はれることになつてゐるが汽笛・サイレン・鐘等の音響合圖に依る周知は禁止されてゐるから、各自に同時刻を銘記し、汽車・バス等の車中其の他集合の場所に於ては乗務員又は司會者は其の時刻を知らしめて國民奉祝を實施せられたい

戦争生活實踐!

アルモノで「間に合せ」運動

戦はいよゝ決戦連続の長期戦です。本年の本格的な決戦また

00605

決戦を勝つて勝つて勝ち抜くためには、莫大なる「物」が最も大切であります。この際吾々は戦争に必要な「物」の生産に集中しその他の物の生産や消費は極力これを抑制して、「戦ふ生活」を戦ひ抜き、戦争生活の實踐に徹底しなければなりません。

曩に常會徹底事項並に大詔奉戴日實施方策に間に合せ運動を取り上げられて、各位の實踐を要請されてゐるのでありますが、今回更に最近の實情に鑑み、國民生活全面に亘る消費抑制の運動を強力に展開することとなり、こゝに「戦争生活實踐、アルモノデ間に合せ運動」を實施し、出来る限りアルモノで「間に合せ」ることに創意と工夫を凝らし、生活物資の消費を合理化して節約し、以て軍需品の生産を強化して戦力を増強しこの決戦に備へることになりました。各部落會・町内會・隣保班で一人残らずこの運動の實踐に徹底し、米英撃滅總力戦の戦士として全力を捧げませう。

- ◇實施要項
- (一) 衣類・家具類等の新調や、新規購入は見合せること。
 - (二) あるものですべて「間に合せ」ること。
 - (1) ものを大事に使ふ工夫をすること。
 - (2) 出来るだけ修繕で補ふこと。
 - (3) 手持品のつくり替を工夫すること。

- (三) 衣類その他の物の融通、交換をなし、互に「間に合せ」を行ふこと。
- (四) 買溜め、買漁りをなざざること。

ソリツドタイヤの統制配給

縣内に多く使用されてゐるリヤカー用タイヤはチューブの供給が困難である爲、今回チューブを使用しないで中心までゴムで作られたソリツドタイヤ(リムに嵌め込むもの)を以て補充することとなり、これが配給について統制配給が實施されることになつたから、關係方面に於ては右了知の上、是非必要の方面では自轉車小賣業者を經由して配給申請書を提出されたい。用紙は小賣業者に送付してある。

但し各位既に承知の如くゴム不足の際のことであるから、能ふだけ辛抱して萬やむを得ぬものだけ申請するやうせられたいのであつて、その要望程度についても所屬團體に於て證明を要することになつてゐる。尙今回の申請は取敢へず二月五日を以て締切るとになつてゐるが、必要ある向は隨時申請書を提出されたい。

00606

百日咳の豫防

最近各地に流行の徴あり
子を持つ親は特別に注意

最近の引き續く嚴寒と共に、縣下の各地に百日咳が流行する模樣が現れて居りますが、この病氣は麻疹と並んで小兒傳染病中最も警戒を要するものでありますから、町内會、部落會や隣組を通じて充分豫防法を各家庭に徹底し、各家庭では油断なく氣をつけて豫防に努めねばなりません。左に豫防についての注意を記して置きますから、子供のある家庭ではくれぐれもよく守つて大切な子供に傳染させぬやう努めて下さい。

△豫防上の注意

- 一、百日咳は年々一萬人近くの子供の生命を奪ふ小兒病であります。
- 二、百日咳は年長の子供ほど次第に心配は少くなりますが、乳兒では非常に危険ですから一層注意して罹らせないやうにしなければなりません。
- 百日咳に罹ると小さい子供程肺炎を起し易く、又結核などにも罹り易くなりますから療治や手當を怠つてはなりません。
- 三、百日咳は患者の咳をする時の飛沫から主に傳染するものであ

り、飛沫の中には澤山の百日咳菌がゐますから、それを吸ひ込まぬやうに豫防することが何より大切であります。

四、百日咳にかゝつても初めは普通の感冒の時と變らない咳嗽が出来ます。

特異な、あとをひく咳嗽をするやうになるのは病氣に罹つて二週間位してからのことです。

併し初めの間でも夜眠つて居る間に咳が多く出たり、朝起きて臉が腫れぼつたいやうな時は百日咳ではないかと醫師の診察を受けねばなりません。

五、百日咳の初期の咳は一番よく病氣を傳染させるものであり、その咳は普通の感冒の時のセキと區別がつかみませんので、たとひどんなセキでもセキをする子供や大人には幼兒を近づかせないやうに親達に注意することが肝腎であります。

殊に百日咳は大人にもあると言ふことを知つて戴きたい。

六、自分の子供が百日咳になつたら近所や親類の子供と一緒に遊ばせないこと。又映畫館や乗物、錢湯など人込みの中へ連れて行かないこと。幼稚園や學校などへも恢復する迄はやら

ないことが肝要であります。

これ等は両親が徳義上實行すべきことです。

また百日咳の子供をお醫者さんや病院などに連れて行く時

も、他の子供に近づいて傳染せしめないやう心掛けねばなりません。

七、家庭に於ける手當としては安靜にし、静かな遊びをさせ、滋養に富む食事を與へ、肺炎などにならぬやう直ぐ醫師に診て貰ひ、放つて置かぬやうにせねばなりません。

八、豫防のためにワクチン注射を受けられることも幾分の効果はあります。

九、自分の家どんなセキでもセキをする患者が出たら晝は一緒に遊ばせないやうにし、夜は室を別にして寝かせるやうにしなければなりません。

◎ 文部省推薦一般圖書

- ◇ 兒童公園 未田ます著 二六五頁 一圓五十錢 清水書房發行
- ◇ イビ沙漠探險記 澤壽次著 二一六頁 二圓 目黒書店發行
- ◇ メンデルの生涯 長島ルチス著 五〇八頁 三圓 創元社發行

昭和十八年二月二日印刷
昭和十八年二月二日發行

- ◇ ニュージーア探險 養賢堂發行 金平亮 三著 三四六頁 二圓八十錢
- ◇ 地球と地質學 S.T. シヤンド著 中山一三譯 創元社發行 一九八頁 一圓八十錢

◎ 行旅死亡人

北海道函館市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨届出有之候條心當ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

- 一、本籍、住所、氏名 年齢、性別、職業 本籍住所不詳、無職、磯野政吉 六十五、六歳乞食風ノ男
 - 二、相貌、特徴 身長五尺二寸位、顔長、額廣、眉毛太、目大 鼻低、口大、頸長、耳並、頭髮三寸位、頭中 尖禿
 - 三、著 衣 黒破上衣、破綿ズボン、破外套
- 備考 昭和十七年十一月二十日行旅病人トシテ收メ、護中ノ處同日午後十一時死亡身元不詳ニ依リ假埋葬ス

鳥取縣鳥取市東町 發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海 印刷所 鳥取刑務支所